

■セーフティネット保証5号

【対象者及び要件】

- 1 法人：本店登記地、個人事業主：所得税確定申告書に記載のある事業所が浪江町であること
- 2 全体の売上高と指定業種に属する売上高がともに5%以上減少することで、経営の安定に支障が生じていること

【必要書類】

		内容
<input type="checkbox"/>	1	【原本】履歴事項全部証明書（3ヶ月以内のもの） ※個人事業主は、所得税確定申告書及び青色申告決算書（または収支内訳書）の控えと全部の写し
<input type="checkbox"/>	2	最新の法人税確定申告書の会社控えの原本
<input type="checkbox"/>	3	会社概要が・会社案内など業種や事業内容が具体的に分かる資料
<input type="checkbox"/>	4	許認可等が必要な業種の場合、すべての「許認可証及び変更届等」の写し
<input type="checkbox"/>	5	第5号（イ）認定申請書（①②③の3種類があります※別紙参照）
<input type="checkbox"/>	6	会社の実印及びゴム印持参
<input type="checkbox"/>	7	月別試算表等の月別の売上高が分かる計数資料の写し（最近及び前年の指定月度の経費まで分かるもの） （月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書/その他帳票） 客観性に乏しい資料（売上高のみを記載したもの、社名がないなど申請者の管理資料であることが確認できないもの等）では認定できません。 ▶4/1～4/30までの間に申請する場合（㊦または㊧） ㊦【最近】令和元年12月・令和2年1月・2月分 【前年】平成30年12月分・平成31年1月・2月分 ㊧【最近】令和2年1月・2月・3月分 【前年】平成31年1月・2月・3月分

※これらで認定要件を確認できない場合、これら以外の書類の提出をお願いする場合があります。